

令和8年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行事業に係る 公募型プロポーザル実施要項

市民生活を送る上で必要な各種手続きをはじめとする行政情報や公共施設の案内、市民のくらしに役立つ情報をまとめた冊子を官民の協働事業として発行するにあたり、協働発行事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

1. 業務概要

- (1) 事業名 令和8年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行事業
- (2) 事業内容 別紙「令和8年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 協定締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 ひたちなか市役所企画部広報戦略課，ポスティングによる市内の全戸配布

2. プロポーザルの採用理由

本業務においては、ひたちなか市くらしの便利帳を制作するにあたり、企画検討、デザイン制作、原稿作成、印刷製本等、納品まで一連の業務であり、最も適切な創造力、技術力、経験、実績等を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式によって行う。

3. 参加資格条件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- (3) ひたちなか市から「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 当該業務の実施にあたり、本市との連絡調整等に迅速かつ的確に対応できる者。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. プロポーザルへの参加申し込み等

(1) 募集方法 市ホームページで公募

(2) 募集期限 令和8年6月26日(金)必着

(受付時間：土・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時00分)

(3) 書類の配布

プロポーザル実施要項、仕様書及び提出書類等各種様式については、令和8年5月28日

(木)から令和8年6月26日(金)まで、ひたちなか市役所企画部広報戦略課窓口で配布する。また、市ホームページからダウンロードすることも可能。

(4) 申込方法

次の書類をそれぞれ1部ずつ持参または郵送で提出するものとする。

① プロポーザル参加表明書(様式第1号)

② 法人概要書(様式第2号)

③ 業務経歴書(様式第3号)

添付書類：

1) 商業登記事項証明書又はその写し(発行3カ月以内のものであること)

2) 地方税及び国税に滞納が無いことの証明書

・地方税(写し可：法人市民税)

・国 税(写し可：法人税及び消費税(地方消費税含む))

いずれも発行3カ月以内のものであること。

3) 直前事業年度の財務諸表の写し

4) 印鑑証明書の写し(発行3カ月以内のものであること)

(5) 受付場所 ひたちなか市企画部広報戦略課

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

電話：029-273-0122

(6) 参加資格審査

参加申込書等の提出資料に基づき審査を行う。参加資格審査結果は、各応募者へ参加資格審査結果通知(様式第4号)を郵送で通知する。

通知日 令和8年6月29日(月)

5. 質問受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(様式第5号)を郵送、持参または電子

メール（件名を「プロポーザル質問書〇〇（法人名）」とし、必ず受信確認の連絡を行うこと）で提出すること。電話による質問は受け付けない。また、質問は企画提案書等の作成に関する質問のみとする。提出された質問に対する回答は、市ホームページに公表し、個別に回答は行わない。

- (1) 受付期限 令和8年6月18日（木）正午必着
- (2) 提出場所 ひたちなか市企画部広報戦略課
〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 : 029-273-0122
E-mail : kouhou@city.hitachinaka.lg.jp

6. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月14日（火）正午必着
- (2) 提出場所 ひたちなか市企画部広報戦略課
〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 : 029-273-0122

(3) 提出方法

次の書類をそれぞれ正本1部、副本を9部持参又は郵送で提出するものとする。

- ① 業務実施体制（様式第6号）
- ② 企画提案書（A4版様式任意）
- ③ 表紙及び本文等の具体的なデザイン案

※別紙「令和8年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行事業仕様書」に掲載の目的を達するにふさわしいデザインとすること。

※標題については文字を記入すること。また、標題以外の文字面は○等で表すこと。

※写真は市ホームページ、観光パンフレット等から引用することができる。

- ④ 過去に受託作成した市町村便利帳、パンフレット等の成果品

7. 審査について

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式により、協働発行候補者を1者選定する。なお、応募状況によって、書類審査により一次選定を行うことがある。

(2) 審査項目 別表1のとおり

(3) 審査方法

令和8年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別表1「令和8年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行事業審査基準書」に基づき、企画提案書・プレゼンテーション及び協定の誠実な履行に関わる体制を含めた総合的な審査を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案内容について質疑を行うことがある。

- ① 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を協働発行候補者とし、協定の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- ② 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ協働発行候補者を決定する。
- ③ 参加事業者の提案辞退等により、審査対象事業者が1者のみとなった場合でも、プレゼンテーションは実施する。審査した結果、平均50点未満（100点満点）の場合は協働発行事業者として選定しないものとする。

（4）プレゼンテーション（※）

- ①開催日時 令和8年7月17日（金）予定
- ②開催場所 ひたちなか市役所内
- ③その他

提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととする。時間は約30分程度。開催日時については、変更になる場合があるので、別途詳細を通知する。

（※）プレゼンテーションについては、社会情勢によりビデオ動画等の送付による実施、または実施しないことがある。

プレゼンテーションの実施の有無及び実施方法については、4（6）参加資格審査結果の通知にあわせて連絡する。

（5）審査結果の通知

審査結果は、参加者すべてに令和8年度ひたちなか市くらしの便利帳協働発行事業者選定結果通知（様式第7号）を郵送で通知する。

通知日 令和8年7月24日（金）（予定）

8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- （1）提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難な状態に至った場合
- （4）審査の公平性を害する行為があった場合
- （5）プレゼンテーションに欠席した場合
- （6）その他、企画提案にあたり著しく信義等に反する行為があった場合

9. プロポーザルの辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式8号）をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。

10. 協定に関する事項

（1）協定の締結

協働発行候補者とひたちなか市の間で、内容等について調整を行い、双方の合意が得られた場合、協定を締結する。

1 1. その他の事項

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。また、非公開とする。
- (2) 完成した便利帳のデータは広報戦略課に渡すものとし、原版およびデータの所有権、印刷物の著作権等、一切の権利はひたちなか市に帰属するものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加申込者の負担とする。
- (4) 企画提案書は、1 参加者につき1 提案に限るものとし、プレゼンテーションについても同様とする。
- (5) 参加事業者が1 者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。